

## 8-1-2 騒音

### (1) 調査

#### 1) 調査の基本的な手法

調査すべき項目	調査の手法及び調査地域等
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境騒音及び地表面の状況</li> <li>道路交通騒音及び沿道の状況</li> </ul>	<p><b>調査の基本的な手法</b>            文献調査：一般環境騒音及び道路交通騒音関連の文献、資料を収集し、整理した。</p> <p><b>現地調査</b>            一般環境騒音：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める測定方法に準拠する。            地表面の状況：現地踏査により、把握した。            道路交通騒音：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める測定方法に準拠する。            沿道の状況：地表面の状況及び土地利用の状況は現地踏査、交通量の状況は2車種分類（大型車・小型車）により方向別に1時間毎の通過台数を計測した。</p> <p><b>調査地域</b>            一般環境騒音：対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施時における建設機械の稼働に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。            道路交通騒音：対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施時における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p><b>調査地点</b>            一般環境騒音：調査地域の内、住居等の分布状況を考慮し、一般環境騒音の現況を適切に把握することができる地点とした。調査地点を表8-1-2-1に示す。            道路交通騒音：調査地域の内、住居等の分布状況を考慮し、道路交通騒音の現況を適切に把握することができる地点とした。車両の運行による影響が想定される道路沿道の道路交通騒音を適切に把握できる地点の内、施設が明確な地点については、建物位置に調査地点を設定した。調査地点を表8-1-2-2に示す。</p> <p><b>調査期間等</b>            一般環境騒音：平日・休日の1日（24時間）×1回            道路交通騒音：平日の1日（24時間）×1回</p>

表 8-1-2-1 現地調査地点（一般環境騒音）

地点番号	市区名	所在地	計画施設	用途地域
01	静岡市葵区	田代	非常口（山岳部）、 発生土置き場、 坑口（工事用道路）	指定なし
02	静岡市葵区	田代		指定なし
03	静岡市葵区	田代		指定なし

表 8-1-2-2 現地調査地点（道路交通騒音）

地点番号	路線名	地域の類型
04	林道東俣線	—
05	林道東俣線	—
06	県道60号	—

注1. 「地域の類型」とは、「騒音に係る環境基準の地域の類型の指定について」（平成24年3月静岡市告示第193号）による地域の類型を指す。

注2. 地点04、05については建物位置での調査とする。

## 2) 調査結果

### ア. 騒音（一般環境騒音、道路交通騒音）の状況

#### 7) 文献調査

対象事業実施区域及びその周囲で一般環境騒音及び道路交通騒音に関する調査は行われていなかった。

#### 1) 現地調査

##### a) 一般環境騒音

現地調査による一般環境騒音の測定結果を表 8-1-2-3 に示す。

**表 8-1-2-3 一般環境騒音の現地調査結果**

地点番号	市区名	所在地	騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L <sub>A5</sub> ) (dB)		等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
01	静岡市葵区	田代	56	56	55	55
02	静岡市葵区	田代	57	57	56	56
03	静岡市葵区	田代	54	53	53	52

注 1. 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～翌 6:00

##### b) 道路交通騒音

現地調査による道路交通騒音の測定結果を表 8-1-2-4 に示す。

**表 8-1-2-4 道路交通騒音の現地調査結果**

地点番号	路線名	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) (dB)				地域の類型
		調査結果		環境基準		
		昼間	夜間	昼間	夜間	
04	林道東俣線	53	53	—	—	—
05	林道東俣線	38	35	—	—	—
06	県道 60 号	57	46	—	—	—

注 1. 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～翌 6:00

注 2. 地点 04、05 については建物位置での調査結果を示す。

### イ. 地表面の状況

調査地域における地表面の状況を表 8-1-2-5 に示す。

**表 8-1-2-5(1) 地表面の状況の現地調査結果（一般環境騒音）**

地点番号	市区名	所在地	地表面の種類
01	静岡市葵区	田代	樹木、水面、砂利
02	静岡市葵区	田代	樹木、水面、砂利
03	静岡市葵区	田代	樹木、水面、砂利

表 8-1-2-5(2) 地表面の状況の現地調査結果（道路交通騒音）

地点番号	路線名	地表面の種類
04	林道東俣線	樹木、水面、砂利
05	林道東俣線	樹木、水面、砂利
06	県道 60 号	アスファルト舗装、土

ウ. 沿道の状況

ア) 文献調査

対象事業実施区域及びその周囲で交通量に関する調査は行われていなかった。

イ) 現地調査

現地調査による交通量の測定結果を表 8-1-2-6 に示す。

表 8-1-2-6 交通量の現地調査結果

地点番号	路線名	交通量 台/日		
		大型車	小型車	合計
04	林道東俣線	7	19	26
05	林道東俣線	29	65	94
06	県道 60 号	34	502	536

(2) 予測及び評価

1) 建設機械の稼働

ア. 予測

ア) 予測の基本的な手法

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・建設機械の稼働に係る騒音	<p>予測の基本的な手法：音の伝搬理論に基づく予測式（ASJ CN-Model 2007）とした。</p> <p>予測地域：建設機械の稼働に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、建設機械の稼働に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点を設定した。</p> <p>予測対象時期：建設機械の稼働に係る騒音が最大となる時期とした。</p>

イ) 予測結果

建設機械の稼働に係る騒音について、工事施工ヤードと直近の登山ルート of 拠点となる施設（ロッジ）が約 900m 離れていることから、環境影響は極めて小さいと予測する。

## 2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

### ア. 予測

#### 7) 予測の基本的な手法

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	<p>予測の基本的な手法：音の伝搬理論に基づく予測式（ASJ RTN-Model 2008）とした。</p> <p>予測地域：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点として、調査地点と同様とした。なお、予測高さは、地上1.2mとした。</p> <p>予測対象時期：資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大となる時期とした。</p>

#### イ) 予測結果

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の予測結果は、表 8-1-2-7 に示すとおり、予測地点における等価騒音レベルの予測結果は、47dB～61dB であった。

表 8-1-2-7 予測結果

地点番号	路線名	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) (dB)			昼夜区分
		現況値	寄与分	予測値	
04	林道東俣線	53	0.1	53	昼間
05	林道東俣線	38	9.5	47	昼間
06	県道 60 号	57	4.2	61	昼間

## イ. 環境保全措置の検討

### 7) 環境保全措置

本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-1-2-8 に示す。

表 8-1-2-8 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。
発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用	適	工事用車両の通行台数の低減により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
発生土置き場の設置位置計画の配慮	適	発生土置き場を非常口からできる限り近い箇所に設置することにより、発生土運搬距離が短縮され、また既存集落である井川地区への交通負荷の低減が図られることから環境保全措置として採用する。
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事従事者への講習・指導	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持や環境負荷低減を意識した運転の徹底について、工事従事者への講習・指導を実施することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。

## ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき、予測の不確か性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

## エ. 評価

### 7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回避又は低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討を行った。</li> <li>・基準又は目標との整合性の検討 予測結果について、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める環境基準との整合が図られているかを検討した。</li> </ul>

## 1) 評価結果

### a) 回避又は低減に係る評価

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る各地点で予測される騒音レベルの内、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大 9.5dB となるが、これらはいくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。

本事業では、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置の配慮」「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。

### b) 基準又は目標との整合性の検討

予測結果は表 8-1-2-9 に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められている環境基準を下回る。よって、基準又は目標との整合性が図られていると評価する。

表 8-1-2-9 評価結果

地点番号	路線名	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)				昼夜区分
		現況値	寄与分	予測値	環境基準	
04	林道東俣線	53	0.1	53	55 <sup>*1</sup>	昼間
05	林道東俣線	38	9.5	47	55 <sup>*1</sup>	昼間
06	県道 60 号	57	4.2	61	70 <sup>*2</sup>	昼間

※1. 予測地点（地点番号04,05）は「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく地域の類型が指定されていないため、予測地点の周辺状況からB地域（道路に面する地域以外）の環境基準と同じ値を予測結果との整合性を検討する値とした。

※2. 予測地点（地点番号06）は「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく地域の類型が指定されていないため、予測地点の周辺状況から幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準と同じ値を予測結果との整合性を検討する値とした。